



情報通

2017.April 4月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
題字：神津 信一 (四谷)
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

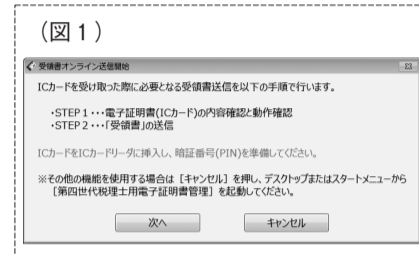
第四世代電子証明書の取得手続きをお忘れなく！

情報システム委員会委員 小倉 修



他会では既に開始されている第四世代税理士用電子証明書（以下「ICカード」という。）の配布が、本会でも4月から開始されます。情報通2月号でも事前準備のお知らせを掲載しましたが、今月号では具体的な手続き方法をお知らせします。

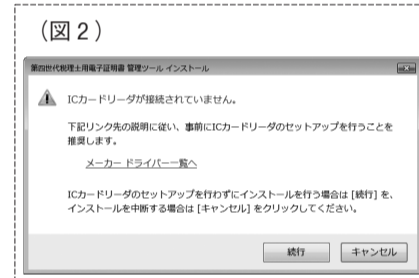
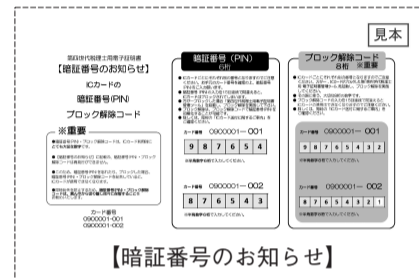
(4) 受領書オンライン送信手続きを実行



電子証明書管理ツールのダウンロードが完了すると、左図1のウィンドウが表示され、引き続き「電子証明書受領書オンライン送信手続き」が開始されます。

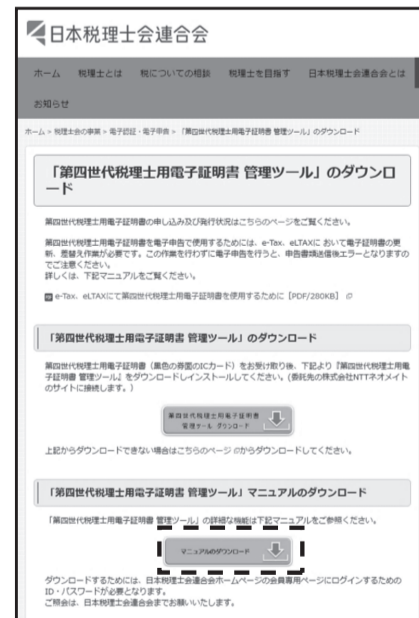
この手続きにおいて、電子証明書の暗証番号（PINコード）を入力する必要がありますので、ICカードに同封されている書類「【暗証番号のお知らせ】」をご用意の上作業を行ってください。

なお、この時ICカードリーダーが接続されていない場合は、左図2のようなエラーメッセージが表示されますが、「続行」を選択し、ソフトウェアのインストールのみ完了させることも出来ます。その場合は、後日ICカードリーダーの準備ができましたらスタートメニューから「第四世代税理士用電子証明書管理」を起動し、受領書の送信を完了させてください。



受領書送信の手順等につきましては、ICカードに同封される「受領書送信マニュアル（左図）」もご参照ください。

お使いのパソコンに新しい管理ツールがインストールされ無事に電子証明書の認証を済ませ、上記受領書を日税連に送付すると作業完了です。



一通り図を交えて説明しましたが、不明点などありましたら、日税連ホームページに掲載されている第四世代電子証明書の取得手続きのマニュアルもご参照ください。

2.の(2)で表示したページから閲覧できます。また、電子証明書管理ツールの詳細な機能も同マニュアルに記載されています。

同マニュアルをダウンロードするためには、日税連ホームページの会員専用ページにログインするためのID・パスワードが必要となります。ログイン用ID・パスワードの照会は、日税連までご連絡ください。

<ID・パスワードお問い合わせ先>

日本税理士会連合会 宛
FAX：03 (5435) 0941 (必ず氏名、登録番号、事務所FAX番号、件名(「ホームページID・パスワードの件」など)を記載してください。)

1. 手続きの手順

- ①ICカード利用申込書が事務所宛に送付される。
- ②会員は自身の住民票と印鑑証明書を各1通取得する。
- ③送付されてきた申込書に必要な事項を記入、実印を押印の上、取得した住民票と印鑑証明書を同封して日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）へ送付する。
- ④事務所宛に、ICカードが所轄郵便局に到着した旨の通知書が送付される（郵便局での保管は概ね10日間）。
- ⑤郵便局にてICカードを取得する（本人確認証明書を持参し、税理士本人が受領する）。

以上が手続きの概要ですが、その他注意点についての詳細は「案内版」23面に掲載されている「第四世代電子証明書の取得手続きに関するお知らせ」をご覧ください。

2. ICカード取得後の作業

無事ICカードを取得しましたら、今度はICカードを使えるようにするための作業が必要です。日税連ホームページ（http://www.nichizeiren.or.jp/）の該当箇所から、ICカードを利用出来るようにする「証明書管理ツール」というソフトウェアをダウンロードし、事務所のパソコンにインストールします。以下、ホームページから該当部分を表示して説明します。

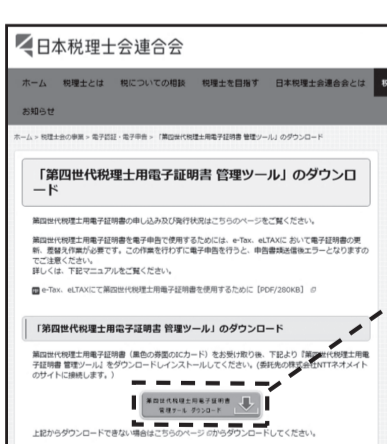
(1) 日税連ホームページへアクセス



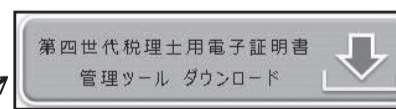
トップページの左下に「第四世代税理士用電子証明書」と表記されたバナー（下図）がありますので、こちらをクリックします。



(2) バナーをクリックし、ダウンロードページを表示



左のページが表示されましたら中央にある「第四世代税理士用電子証明書管理ツール ダウンロード」ボタンをクリックします。



(3) 会員専用ページID・パスワードを入力し、ダウンロードを開始

IDとパスワードの入力を求めるウィンドウが表示されましたら、日税連の会員ページアクセス用IDとパスワードを入力してください。

IDとパスワードを入力すると、ソフトウェアをダウンロードする指示があります。そこで「実行」を選択すると、ソフトウェアのダウンロードが始まります。